

キャリアアップ助成金
社会保険適用時処遇改善コース 活用イメージ
～手当等支給メニュー～

目次

手当等支給メニュー	1
-----------	---

【適用拡大により新たに被保険者となるケース】

<3年目の取組>

賃金（時給）を18%増額するパターン	2
週所定労働時間を1時間延長＋賃金を13%増額パターン	3
〃 2時間延長＋賃金を8%増額 〃	4
〃 3時間延長＋賃金を3%増額 〃	5
〃 4時間延長するパターン	6

【賃上げにより新たに被保険者となるケース】

<3年目の取組>

賃金（時給）を18%増額するパターン	7
週所定労働時間を1時間延長＋賃金を13%増額パターン	8
〃 2時間延長＋賃金を8%増額 〃	9
〃 3時間延長＋賃金を3%増額 〃	10
〃 4時間延長するパターン	11

※「適用拡大により」とは、令和6年10月1日から50人超企業における被用者保険の適用が拡大するケースを指しています。

※「賃上げにより」とは、最低賃金の改定や企業内での賃上げにより、新たに月収8.8万円を超えるケースを指しています。

また、1年目及び2年目に4%の賃上げがあったケースを示しています。

手当等により収入を増加させる場合

手当等支給メニュー

事業主が労働者に社会保険を適用させる際に、「社会保険適用促進手当」の支給等により労働者の収入を増加させる場合に助成します。

	要件	申請時期	1人当たり助成額
1年目	①賃金（標準報酬月額・標準賞与額）の 15%以上 分を労働者に追加支給（社会保険適用促進手当）	左欄の取組を 6か月間継続した後 2か月以内	6か月ごとに 10万円×2回 (大企業は7.5万円×2回)
2年目	②賃金の 15%以上 分を労働者に追加支給する（社会保険適用促進手当）とともに、3年目以降、以下③の取組が行われること		6か月ごとに 10万円×2回 (大企業は7.5万円×2回)
3年目	③賃金（基本給）の 18%以上 を増額させていること (労働時間の延長との組み合わせも可能)		6か月で 10万円 (大企業は7.5万円)

(※) 社会保険適用促進手当は、毎月の手当として支給することが想定されますが、数ヶ月分をまとめて支給することも可能です。

▶詳しくはパンフレットP.3を参照ください。

手当等支給メニュー 3年目に賃金（時給）を18%増額するパターン

適用拡大

（時給1,016円・週所定労働時間20時間の者が、適用拡大により新たに被保険者となるケース）

【適用後】

1年目

助成額：20万円
(10万円×2回)

週20時間（時給1,016円）

2年目

助成額：20万円
(10万円×2回)

週20時間（時給1,016円）

3年目

助成額：10万円

週20時間（時給1,199円）

賃金（時給）を
18%増額

【適用前】

週20時間

（時給1,016円）



標準報酬月額
の算定
に考慮しない

社会保険適用促進手当
約16万円(15%分)

保険料約16万円

+

手取り年収
約90万円

106万円
(標準報酬月額
8.8万円)

労働者

手取り
106万円

社会保険適用促進手当
約16万円(15%分)

保険料約16万円

+

手取り年収
約90万円

106万円
(標準報酬月額
8.8万円)

労働者

手取り
106万円

125万円
(標準報酬月額
10.4万円)

保険料約19万円

+

手取り年収
約106万円

労働者

手取り
106万円

取組開始

6ヶ月

1年

1年6ヶ月

2年

2年6ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

キャリアアップ計画書の
提出

支給申請
(1回目)

支給申請
(2回目)

支給申請
(3回目)

支給申請
(4回目)

支給申請
(5回目)

※上記のイメージは、保険料率30.12%（令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率（協会けんぽ）1.82%）で労使折半で計算した場合。また、実際の保険料の算定基礎には、諸手当も含まれるため、実際の保険料、手取り等とは異なる。なお、税金については考慮していない。

手当等支給メニュー

3年目に週所定労働時間を1時間延長し、賃金（時給）を13%*増額するパターン

(時給1,016円・週所定労働時間20時間の者が、**適用拡大により**新たに被保険者となるケース)

※ 週所定労働時間20時間から、労働時間を1時間延長する場合の賃金増額割合。

【適用後】

1年目

助成額：20万円
(10万円×2回)

週20時間 (時給1,016円)

2年目

助成額：20万円
(10万円×2回)

週20時間 (時給1,016円)

3年目

助成額：10万円

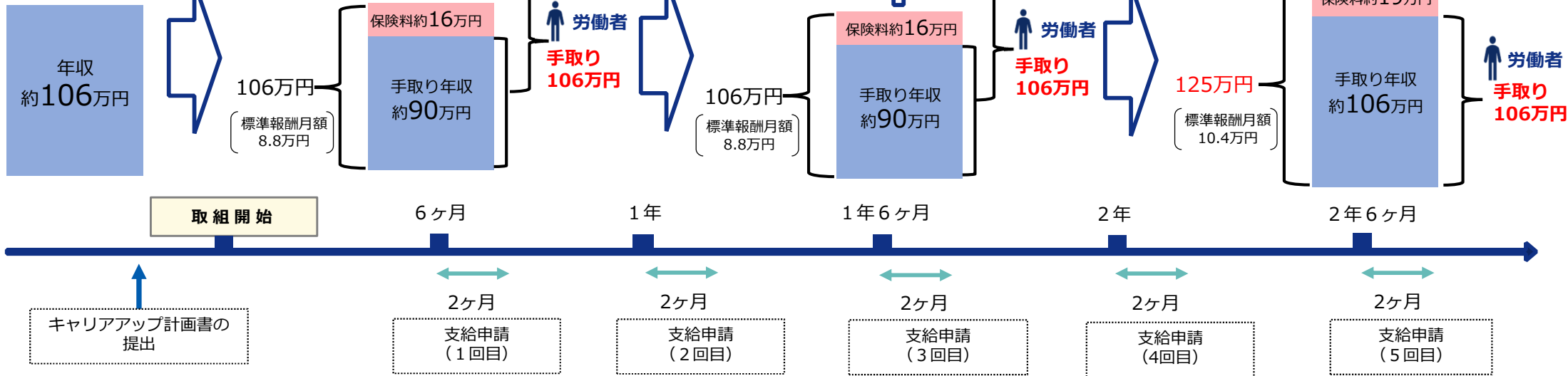
週21時間 (時給1,149円)

週所定労働時間を1時間延長、
賃金（時給）を13%増額

【適用前】

週20時間

(時給1,016円)



※上記のイメージは、保険料率30.12%（令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率（協会けんぽ）1.82%）で労使折半で計算した場合。また、実際の保険料の算定基礎には、諸手当も含まれるため、実際の保険料、手取り等とは異なる。なお、税金については考慮していない。

手当等支給メニュー

3年目に週所定労働時間を2時間延長し、賃金（時給）を8%*増額するパターン

(時給1,016円・週所定労働時間20時間の者が、適用拡大により新たに被保険者となるケース)

※ 週所定労働時間20時間から、労働時間を2時間延長する場合の賃金増額割合。

【適用後】

1年目

助成額：20万円
(10万円×2回)

週20時間 (時給1,016円)

2年目

助成額：20万円
(10万円×2回)

週20時間 (時給1,016円)

3年目

助成額：10万円

週22時間 (時給1,098円)

週所定労働時間を2時間延長、
賃金（時給）を8%増額

【適用前】

週20時間

(時給1,016円)

標準報酬月額
の算定
に考慮しない

社会保険適用促進手当
約16万円(15%分)

保険料約16万円

手取り年収
約90万円

労働者
手取り
106万円

社会保険適用促進手当
約16万円(15%分)

保険料約16万円

手取り年収
約90万円

労働者
手取り
106万円

126万円

保険料約19万円

手取り年収
約107万円

労働者
手取り
107万円

取組開始

6ヶ月

1年

1年6ヶ月

2年

2年6ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

キャリアアップ計画書の
提出

支給申請
(1回目)

支給申請
(2回目)

支給申請
(3回目)

支給申請
(4回目)

支給申請
(5回目)

※上記のイメージは、保険料率30.12%（令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率（協会けんぽ）1.82%）で労使折半で計算した場合。また、実際の保険料の算定基礎には、諸手当も含まれるため、実際の保険料、手取り等とは異なる。なお、税金については考慮していない。

手当等支給メニュー

3年目に週所定労働時間を3時間延長し、賃金（時給）を3%*増額するパターン

(時給1,016円・週所定労働時間20時間の者が、適用拡大により新たに被保険者となるケース)

※ 週所定労働時間20時間から、労働時間を3時間延長する場合の賃金増額割合。

【適用後】

1年目

助成額：20万円
(10万円×2回)

週20時間 (時給1,016円)

2年目

助成額：20万円
(10万円×2回)

週20時間 (時給1,016円)

3年目

助成額：10万円

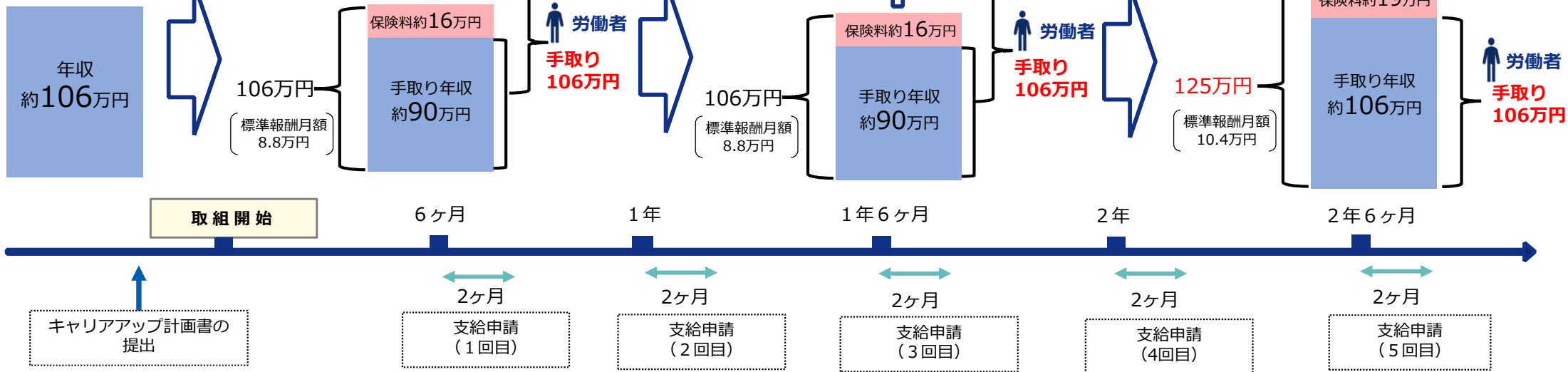
週23時間 (時給1,047円)

週所定労働時間を3時間延長、
賃金（時給）を3%増額

【適用前】

週20時間

(時給1,016円)



※上記のイメージは、保険料率30.12%（令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率（協会けんぽ）1.82%）で労使折半で計算した場合。また、実際の保険料の算定基礎には、諸手当も含まれるため、実際の保険料、手取り等とは異なる。なお、税金については考慮していない。

手当等支給メニュー 3年目に週所定労働時間を4時間延長するパターン

(時給1,016円・週所定労働時間20時間の者が、適用拡大により新たに被保険者となるケース)

【適用後】

1年目

助成額：20万円
(10万円×2回)

週20時間 (時給1,016円)

2年目

助成額：20万円
(10万円×2回)

週20時間 (時給1,016円)

3年目

助成額：10万円

週24時間 (時給1,016円)

【適用前】 週20時間 (時給1,016円)

年収
約106万円

標準報酬月額
の算定
に考慮しない

社会保険適用促進手当
約16万円(15%分)

保険料約16万円
手取り年収
約90万円

労働者
手取り
106万円

社会保険適用促進手当
約16万円(15%分)

保険料約16万円
手取り年収
約90万円

労働者
手取り
106万円

週所定労働時間を4時間延長

127万円
(標準報酬月額
10.4万円)

保険料約19万円
手取り年収
約108万円

労働者
手取り
108万円

取組開始

6ヶ月

1年

1年6ヶ月

2年

2年6ヶ月

キャリアアップ計画書の
提出

2ヶ月
支給申請
(1回目)

2ヶ月
支給申請
(2回目)

2ヶ月
支給申請
(3回目)

2ヶ月
支給申請
(4回目)

2ヶ月
支給申請
(5回目)

※上記のイメージは、保険料率30.12%（令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率（協会けんぽ）1.82%）で労使折半で計算した場合。また、実際の保険料の算定基礎には、諸手当も含まれるため、実際の保険料、手取り等とは異なる。なお、税金については考慮していない。

手当等支給メニュー 3年目に賃金（時給）を18%増額するパターン

（時給1,000円・週所定労働時間20時間の者が、賃上げにより新たに被保険者となるケース）

【適用後】

1年目

助成額：20万円
（10万円×2回）

週20時間（時給1,040円）

2年目

助成額：20万円
（10万円×2回）

週20時間（時給1,082円）

3年目

助成額：10万円

週20時間（時給1,228円）

賃金（時給）を
18%増額

【適用前】
週20時間

（時給1,000円）



標準報酬月額
の算定
に考慮しない

社会保険適用促進手当
約16万円(15%分)

保険料約16万円

手取り年収
約92万円

108万円
〔標準報酬月額
8.8万円〕

労働者
手取り
108万円

社会保険適用促進手当
約18万円(15%分)

保険料約18万円

手取り年収
約95万円

113万円
〔標準報酬月額
9.8万円〕

労働者
手取り
113万円

128万円
〔標準報酬月額
10.4万円〕

保険料約19万円

手取り年収
約109万円

労働者
手取り
109万円

取組開始

6ヶ月

1年

1年6ヶ月

2年

2年6ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

キャリアアップ計画書の
提出

支給申請
(1回目)

支給申請
(2回目)

支給申請
(3回目)

支給申請
(4回目)

支給申請
(5回目)

※上記のイメージは、保険料率30.12%（令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率（協会けんぽ）1.82%）で労使折半で計算した場合。また、実際の保険料の算定基礎には、諸手当も含まれるため、実際の保険料、手取り等とは異なる。なお、税金については考慮していない。

手当等支給メニュー

3年目に週所定労働時間を1時間延長し、賃金（時給）を13%*増額するパターン

（時給1,000円・週所定労働時間20時間の者が、賃上げにより新たに被保険者となるケース）

※ 週所定労働時間20時間から、労働時間を1時間延長する場合の賃金増額割合。

【適用後】

1年目

助成額：20万円
(10万円×2回)

週20時間（時給1,040円）

2年目

助成額：20万円
(10万円×2回)

週20時間（時給1,082円）

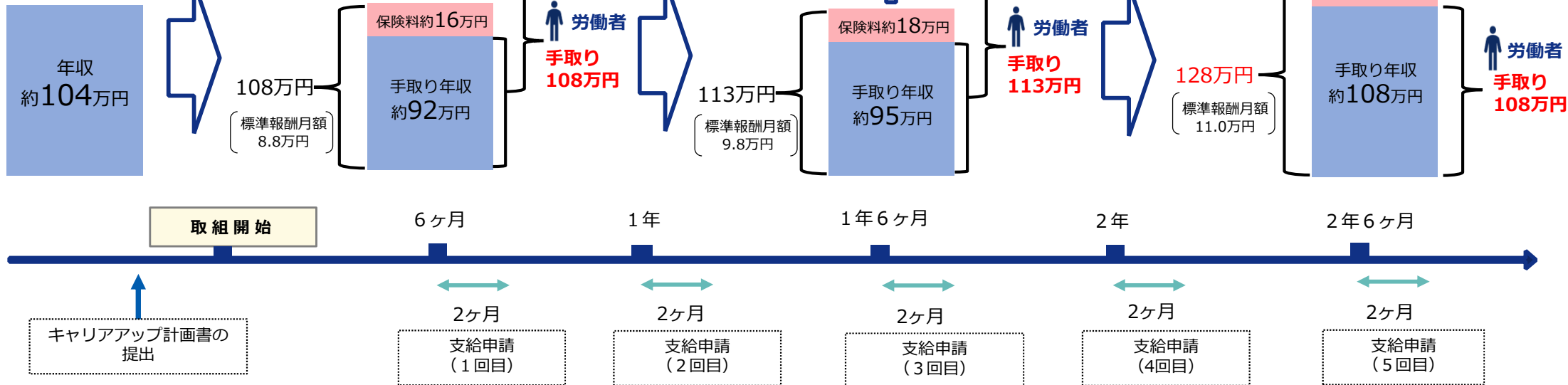
3年目

助成額：10万円

週21時間（時給1,176円）

【適用前】
週20時間

（時給1,000円）



※上記のイメージは、保険料率30.12%（令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率（協会けんぽ）1.82%）で労使折半で計算した場合。また、実際の保険料の算定基礎には、諸手当も含まれるため、実際の保険料、手取り等とは異なる。なお、税金については考慮していない。

手当等支給メニュー

3年目に週所定労働時間を2時間延長し、賃金（時給）を8%*増額するパターン

(時給1,000円・週所定労働時間20時間の者が、賃上げにより新たに被保険者となるケース)

※ 週所定労働時間20時間から、労働時間を2時間延長する場合の賃金増額割合。

【適用後】

1年目

助成額：20万円
(10万円×2回)

週20時間 (時給1,040円)

2年目

助成額：20万円
(10万円×2回)

週20時間 (時給1,082円)

3年目

助成額：10万円

週22時間 (時給1,124円)

週所定労働時間を2時間延長
賃金（時給）を8%増額

【適用前】 週20時間

(時給1,000円)



標準報酬月額
の算定
に考慮しない

社会保険適用促進手当
約16万円(15%分)

保険料約16万円
手取り年収
約92万円

労働者
手取り
108万円

108万円
(標準報酬月額
8.8万円)

社会保険適用促進手当
約18万円(15%分)

保険料約18万円
手取り年収
約95万円

労働者
手取り
113万円

113万円
(標準報酬月額
9.8万円)

129万円
(標準報酬月額
11.0万円)

保険料約20万円
手取り年収
約109万円

労働者
手取り
109万円

取組開始

6ヶ月

1年

1年6ヶ月

2年

2年6ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

キャリアアップ計画書の
提出

支給申請
(1回目)

支給申請
(2回目)

支給申請
(3回目)

支給申請
(4回目)

支給申請
(5回目)

※上記のイメージは、保険料率30.12%（令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率（協会けんぽ）1.82%）で労使折半で計算した場合。また、実際の保険料の算定基礎には、諸手当も含まれるため、実際の保険料、手取り等とは異なる。なお、税金については考慮していない。

手当等支給メニュー

3年目に週所定労働時間を3時間延長し、賃金（時給）を3%^{*}増額するパターン

（時給1,000円・週所定労働時間20時間の者が、賃上げにより新たに被保険者となるケース）

※ 週所定労働時間20時間から、労働時間を3時間延長する場合の賃金増額割合。

【適用後】

1年目

助成額：20万円
(10万円×2回)

週20時間（時給1,040円）

2年目

助成額：20万円
(10万円×2回)

週20時間（時給1,082円）

3年目

助成額：10万円

週23時間（時給1,082円）

※要件を満たしているため、
2年目から時給の変化なし週所定労働時間を3時間延長
賃金（時給）を3%以上増額【適用前】
週20時間
(時給1,000円)標準報酬月額
の算定
に考慮しない社会保険適用促進手当
約16万円(15%分)

保険料約16万円

手取り年収
約92万円108万円
(標準報酬月額
8.8万円)労働者
手取り
108万円社会保険適用促進手当
約18万円(15%分)

保険料約18万円

手取り年収
約95万円113万円
(標準報酬月額
9.8万円)労働者
手取り
113万円129万円
(標準報酬月額
11.0万円)保険料約20万円
手取り年収
約109万円労働者
手取り
109万円

取組開始

6ヶ月

1年

1年6ヶ月

2年

2年6ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

キャリアアップ計画書の
提出支給申請
(1回目)支給申請
(2回目)支給申請
(3回目)支給申請
(4回目)支給申請
(5回目)

※上記のイメージは、保険料率30.12%（令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率（協会けんぽ）1.82%）で労使折半で計算した場合。
また、実際の保険料の算定基礎には、諸手当も含まれるため、実際の保険料、手取り等とは異なる。なお、税金については考慮していない。

手当等支給メニュー 3年目に週所定労働時間を4時間延長するパターン

(時給1,000円・週所定労働時間20時間の者が、賃上げにより新たに被保険者となるケース)

【適用後】

1年目

助成額：20万円
(10万円×2回)

週20時間 (時給1,040円)

2年目

助成額：20万円
(10万円×2回)

週20時間 (時給1,082円)

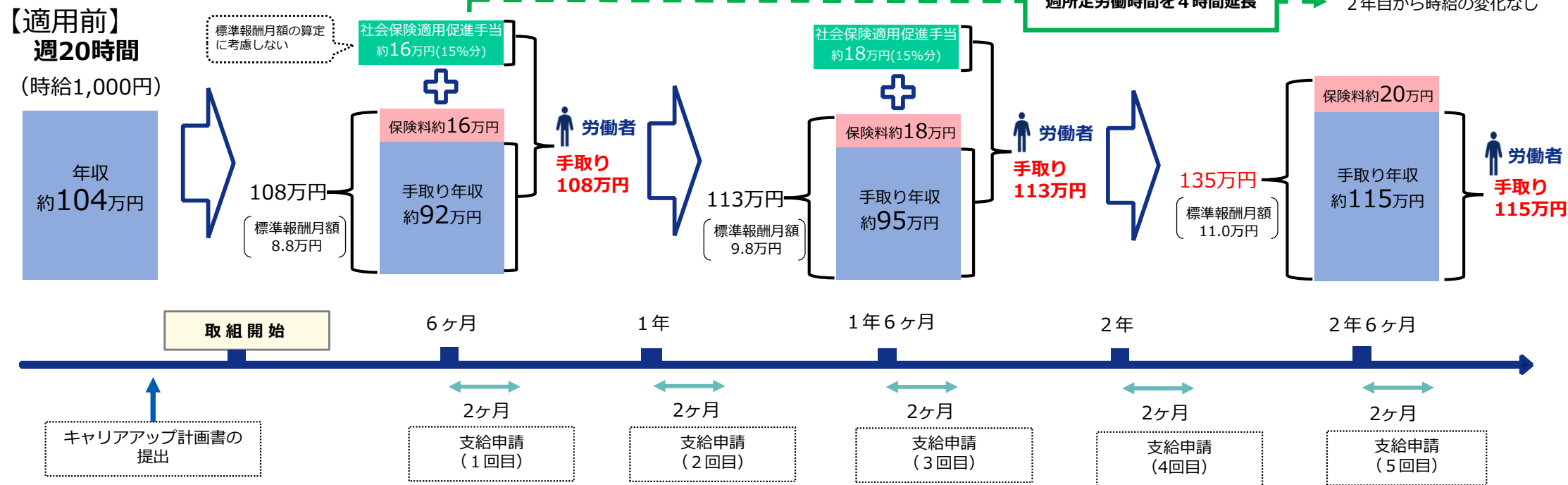
3年目

助成額：10万円

週24時間 (時給1,082円)

※要件を満たしているため、
2年目から時給の変化なし

週所定労働時間を4時間延長



※上記のイメージは、保険料率30.12%（令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率（協会けんぽ）1.82%）で労使折半で計算した場合。
また、実際の保険料の算定基礎には、諸手当も含まれるため、実際の保険料、手取り等とは異なる。なお、税金については考慮していない。